

上尾市告示第260号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。

令和8年8月25日

上尾市長 畠山 稔

書類を送達する根拠法令：地方税法 第726条第1項

送達を受けるべき者の氏名又は名称	課税台帳に記載されている住所	通知書番号	期別
嘉倉 佳太	埼玉県上尾市今泉	60020	随1期

当該書類は、市長が行政経営部納税課において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。なお、本日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。